大阪府母子家庭等自立促進計画について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | （第二次）大阪府母子家庭等自立促進計画 | （第三次）大阪府母子家庭等自立促進計画　[仮称] | 備　　考 |
| 計画期間 | 平成２１年度～平成２６年度（６年間） | 平成２７年度～平成３１年度（５年間） |  |
| 基本理念・目標等 | 【基本理念】○　（第１次）計画の理念や考え方を継承母子家庭等が、社会を構成する子育て家庭の一つの形態として、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子供を育てることのできる社会づくりを目指す。 | 【基本理念】○　（第１次及び２次）計画の理念や考え方を継承［着目点］○　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法の施行(H25.3.1)○　子どもの貧困対策推進法の施行(H26.1.17)○　母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行(H26.10.1施行予定) |  |
| 【基本目標】○　第一次計画の６つの基本目標を継承するが、国の基本指針改正（H20.4）や母子家庭等の取り巻く状況を踏まえ、「就業支援」、「子育て生活支援」、「養育費の確保」、「相談機能の充実」を重点課題として、各種施策を総合的に推進。(1)就業支援　・就業自立支援センター事業の推進、母子自立支援プログラム策定事業の実施、在宅就業支援センター事業の実施、地域就労支援事業の推進と支援、母子自立支援員による就業相談。　・ハローワーク等と連携した求人情報、就業斡旋。　・職業訓練、就業支援講習会、母子家庭自立支援給付金事業の実施、ジョブカード制度の推進等。　・母子家庭の雇用に配慮した官公需発注、公務労働分野での非常勤雇用、トライアル雇用等施策活用での就職促進等。(2)子育てをはじめとした生活面への支援・保育所優先入所や延長保育、休日・夜間保育等多様できめ細かな子育て支援サービスの提供、放課後児童クラブの充実。・日常生活支援事業の推進、生活支援講習会等事業の実施、公営住宅における優先入居の推進等。(3)養育費の確保　・養育費確保に向けた啓発推進、養育費相談支援センター事業の推進、法律相談事業の実施、母子自立支援員の相談機能強化、(社)家庭問題情報センターとの連携。(4)経済的支援　・母子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当の適正な給付等事業実施、医療費等助成の実施、各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援。(5)相談機能の充実　・母子自立支援員による相談事業の実施。土日・夜間相談事業の実施、配偶者暴力相談支援センター、子ども家庭センターによる相談事業の実施。　・市町村担当課や母子福祉推進委員による情報提供等の充実、サポートネット大阪との相互連携。(6)人権尊重の社会づくり　　・人権教育・啓発に関する施策の推進、入居制約解消や企業の公正採用に関する啓発実施。 | 【基本目標】○　第二次計画の６つの基本目標を継承するが、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」等関係法の施行（H25.3）を踏まえ、「就業支援」に向けた取組の推進を最重点課題とするとともに、子どもの貧困の連鎖対策に係る取組等を推進。○　母子寡婦法改正による父子家庭への施策拡充に向けた取組推進(1)就業支援　・就業自立支援センター事業の推進、母子自立支援プログラム策定事業と生活保護受給者等就労自立促進事業の連携、地域就労支援事業の推進と支援、母子自立支援員による就業相談。　・ハローワーク等と連携した求人情報、就業斡旋。　・職業訓練、就業支援講習会、母子家庭等自立支援給付金事業の実施、ジョブカード制度の推進等。　・母子家庭及び父子家庭の父の雇用に配慮した官公需発注、公務労働分野での非常勤雇用の拡大、トライアル雇用等施策活用での就職促進等。　・民間事業者に対する母子家庭等の優先雇用の協力要請　・母子福祉団体等からの物品、役務の優先的調達(2)子育てをはじめとした生活面への支援　・保育所優先入所や延長保育、休日・夜間保育等多様できめ細かな子育て支援サービスの提供、放課後児童クラブの充実。　・日常生活支援事業の推進、生活支援講習会等事業の実施、公営住宅における優先入居の推進等。　・ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業の推進(3)養育費の確保　・養育費確保に向けた啓発推進、養育費相談支援センター事業の推進、法律相談事業の実施、母子自立支援員の相談機能強化、(社)家庭問題情報センターとの連携。　・面会交流支援事業実施に向けた環境整備(4)経済的支援　・母子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当の適正な給付等事業実施、医療費等助成の実施、各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援。(5)相談機能の充実　・母子自立支援員による相談事業の実施。土日・夜間相談事業の実施、配偶者暴力相談支援センター、子ども家庭センターによる相談事業の実施。　・市町村担当課や母子福祉推進委員による情報提供等の充実。 ・母子福祉センター(就業・自立支援センター)をはじめ、母子自立支援員、母子福祉推進委員及び民生委員等支援機関・支援者間の連携強化　・教育現場との連携強化　・インターネット等を通じた相談体制の整備推進(6)人権尊重の社会づくり　　・人権教育・啓発に関する施策の推進、入居制約解消や企業の公正採用に関する啓発実施。 |  母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行を踏まえた対応子どもの貧困対策推進法への対応民法改正を踏まえた対応※国事業の実施に伴う連携強化特別措置法を踏まえた対応(※第二次促進計画会議委員意見等)・相談支援体制の連携強化・事業周知不徹底による利用の低調等 |
| 推進に当たっての考え方 | 【計画の推進（進行管理等）】○ 計画に定める施策の進捗状況把握・公表等を行い、推進会議に対し進捗状況報告し、その意見を踏まえ、必要に応じ新たな課題への対応を行う。○　市町村や関係団体での主体的目標設定や施策推進が図れるよう努める。○　計画期間内に評価。次期計画策定に当たり、実態調査を実施し、関係機関からの意見等を踏まえ、検討。■ 府及び市町村の役割分担と連携による支援　（国）　施策や制度の企画・立案、施策展開のための調査・研究。　（府） ・自立促進計画策定を通じた計画的な施策の展開、市等の計画策定支援。 ・就業・自立支援センターや母子家庭自立支援給付金事業等の推進。　 ・市町村が実施する施策に対する支援。　（市等）・児童扶養手当支給事務の府からの移譲に伴う、手当支給と自立支援の一体的実施。　 ・子育て支援や公営住宅の優先入居など市町村主体事業の地域実情に応じた施策実施。　 ・地域の身近な自治体として、地域の実情に応じた相談、施策・取組等の推進。  （民間）・トライアル雇用、特定求職者開発助成金等施策活用による母子家庭等の雇い入れ。 ・子育てを支援する休暇制度の充実や職場環境整備、関係団体等との連携・協働。 | 【計画の推進（進行管理等）】○　計画に定める施策の進捗状況把握・公表等を行い、母子家庭等自立促進部会に対し進捗状況報告し、その意見を踏まえ、必要に応じ新たな課題への対応を行う。○　市町村や関係団体での主体的目標設定や施策推進が図れるよう努める。○　計画期間内に評価。次期計画策定に当たり、実態調査を実施し、関係機関からの意見等を踏まえ、検討。■ 府及び市町村の役割分担と連携による支援　法の定める基本方針に基づき、第二次計画で示す役割分担や連携の継続、さらなる強化に努める。 |  |
| その他 |  |  |  |